

訪問介護利用料（自己負担2割の方）

(1) 利用する時間(午前8時～午後6時)

種類	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上の場合30分ごとの加算額
身体介護	587円	931円	1,359円	195円
種類	20分以上45分未満	45分以上		
生活援助	428円	527円		
種類	身体介護20分以上30分未満、生活援助20分以上45分未満	身体介護20分以上30分未満、生活援助45分以上	身体介護30分以上1時間未満、生活援助20分以上45分未満	
身体介護・生活援助	743円	897円	1,085円	

(2) 利用する時間(早朝帯午前6時～午前8時及び夜間帯午後6時～午後10時)

種類	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上の場合30分ごとの加算額
身体介護	732円	1,162円	1,697円	244円
種類	20分以上45分未満	45分以上		
生活援助	537円	657円		
種類	身体介護20分以上30分未満、生活援助20分以上45分未満	身体介護20分以上30分未満、生活援助45分以上	身体介護30分以上1時間未満、生活援助20分以上45分未満	
身体介護・生活援助	927円	1,122円	1,357円	

(3) 利用する時間(深夜帯 午後10時～午前6時)

種類	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上の場合30分ごとの加算額
身体介護	880円	1,396円	2,040円	296円
種類	20分以上45分未満	45分以上		
生活援助	642円	792円		
種類	身体介護20分以上30分未満、生活援助20分以上45分未満	身体介護20分以上30分未満、生活援助45分以上	身体介護30分以上1時間未満、生活援助20分以上45分未満	
身体介護・生活援助	1,113円	1,346円	1,629円	

- 上記金額はホームヘルパー1人を派遣した場合の利用料です。二人派遣の場合は上記金額の100%増となります。
- 当事業所は介護職員改善加算(Ⅰ)が適用される為、1ヶ月のサービス合計単位に13.7%を乗じた単位数が加算されます。
- 初回加算 428/月(利用開始の日、または過去2か月に当事業所からのサービス提供を受けていない後、サービス提供を受けた場合のみ加算)
- ご利用者様やご家族から要請があり、ケアマネージャーが必要と認め、行った居宅介護計画にない身体介護サービスを提供した場合、1回214円を基本利用料に合計した金額が加算されます。(緊急時訪問介護加算)
- 訪問リハビリテーション実施時に理学療法士とサービス提供責任者が協働で行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成した場合、321円が加算されます。(生活機能向上連携加算(Ⅰ))
- 訪問介護事業所のサービス提供責任者がPT、OT、STに同行し、共同でアセスメントを行った場合、428円が加算されます。(生活機能向上連携加算(Ⅱ))
- 保険点数の端数処理の関係上、ご利用料に誤差が生じることがあります。